

# 古紙持ち去り対策 政策提案

平成23年12月12日  
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会

加納重雄 委員長  
酒井 誠 副委員長  
鈴木太郎 副委員長

1

## 目的

- 資源集団回収の古紙の持ち去り行為を防止する。

2

## 方策

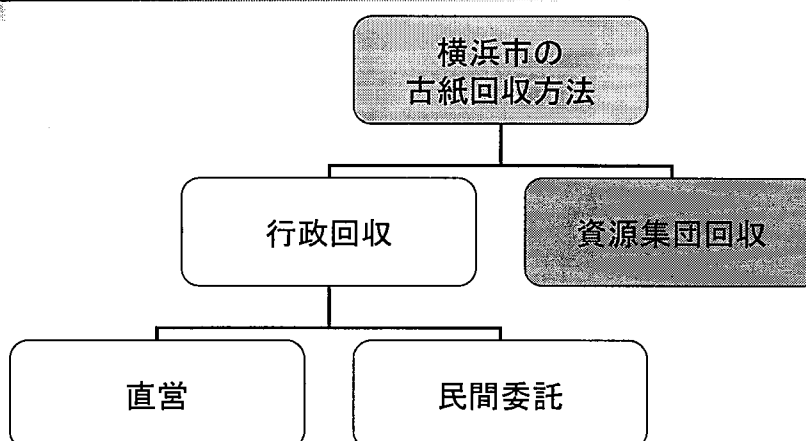
- 条例<sup>(※)</sup>を改正し、
- 資源物の持ち去り行為に対して罰則を設け、
- 抑止力を高める。

※横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

3

## 横浜市の古紙回収方法(現在)

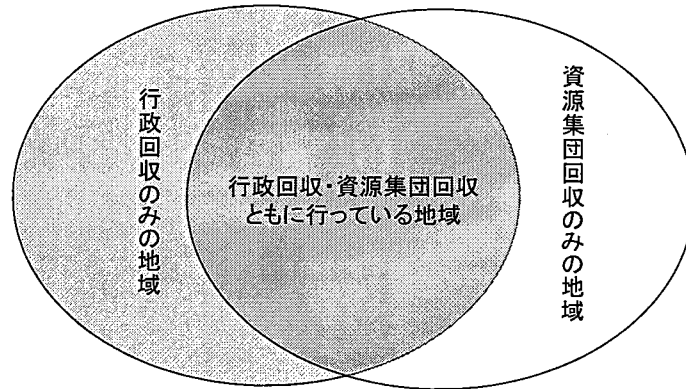
(行政から見た場合)



4

## 横浜市の古紙回収方法(現在)

(市民から見た場合)



5

## 横浜市が描く将来像

- 横浜市中期4カ年計画
  - 第5章 基本政策4 施策33 目標達成に向けた主な事業4 「資源集団回収の推進」: 資源集団回収による古紙回収率100%
- 横浜市一般廃棄物処理計画(ヨコハマ3R夢プラン)
  - (3)家庭系ごみ対策 地域コミュニティの支援 資源集団回収未実施地域への働きかけ(資源集団回収による古紙回収率100%)

6

## 横浜市の古紙回収方法(将来)

(行政から見た場合)

横浜市の古紙回収方法

資源集団回収

7

## 横浜市の古紙回収方法(将来)

(市民から見た場合)

資源集団回収のみの地域

8

## 関係する法令

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- 横浜市一般廃棄物処理基本計画
- 横浜市一般廃棄物処理実施計画
- 横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱
- 横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付要綱

9

## 政策提案

1. 登録事業者以外の資源物回収禁止
2. 違反者に対し禁止命令を市が発令
3. 禁止命令に対する違反者は罰金(※)

※ 禁止命令が発令されたにもかかわらず持ち去りを行った場合、警察が検挙、検察が起訴、裁判により賦課。

10

## 条例改正内容(流山モデル)

- 「資源物」「集団回収」の定義を設ける
- 「資源物の持ち去り禁止」追加
- 「持ち去りの禁止命令」追加
- 「罰則」追加
- 「両罰規定」を追加

11

## 罰金 VS 過料

- 「罰金」とする。
- 「過料」では刑事罰とならず、抑止力が弱い。
- 「過料」を科す行為に警察は関与しない。市単独で対応することに無理がある。

12

## 条例制定 VS 条例改正

- 「条例改正」とする。
- 他自治体において改正で対応した実績がある。
- 集団回収は廃棄物減量化の取り組みであるので、同一条例で整理する方が整理がしやすい。

13

## 罰則規定の対象

- 集団回収 VS 行政回収
  - 集団回収・行政回収の双方を含む
  - →市民に混乱のないように
- 古紙 VS 資源物全般
  - 資源物全般を対象
  - →減量化・資源化の取り組みを促進するため

14

## 市民意見収集の方法

- 条例制定プロセスとして市民意見を集める。
- 実施団体へのアンケートを実施。
- 局が保有する実施団体リストを活用。
- 方法の詳細は早急に検討。

15

## 課題(条例制定過程)

- 警察との協議
- 検察との協議

16



## 課題(条例制定後)

- 資源物の集積場所、  
回収場所の明記
  - 看板の設置
- パトロールの体制

17

## スケジュール

- 平成23年12月～平成24年1月
  - 実施団体アンケート
- 平成24年2月(第1回定例会 前段)
  - 条例改正案(委員会案)確定
- 平成24年2月～5月
  - 検察協議
- 平成24年5月(第2回定例会)
  - 上程

18

## 「罰金」と「過料」の相違点

過料（行政処分）	罰金（刑事処分）
比較的重い違反行為に対する軽い制裁 例）市民税の不申告，手数料や使用料の不正な不払いなど	比較的重い違反行為に対する，重い制裁 例）不法投棄，有害物質を含んだ汚水の放流など
① 市長が賦課決定	① 警察が検挙
② 市が納付書を発行	② 検察が起訴，裁判により賦課 （50万円以下は裁判所の略式命令。 未成年者は家庭裁判所の審判）
③ 支払わない場合，市が税金と同様に滞納処分をする	③ 罰金を支払わない場合身柄を拘束 （労役場留置）
④ 逮捕できない	④ 逮捕になる
⑤ 前科にならない	⑤ 前科になる
⑥ 14歳未満でも課することができる	⑥ 14歳未満には課することができない
⑦ 5万円以下	⑦ 1万円以上(1,000円以上1万円未満の 刑罰として科料がある)

※新潟市ホームページより引用

横浜市会 温暖化対策・環境創造・資源循環常任委員会

## 資源物持ち去りに対する市民アンケート（案）

平成23年12月

横浜市では、市民の皆さんが分別し集積所に出された新聞・古紙や空き缶などの資源物を、市の指定業者以外の者が無断で持ち去る、「持ち去り行為」が多発しています。

横浜市は中期4か年計画で古紙の集団回収100%を目指していますが、持ち去り行為があると、町内会や子供会などの実施団体、また、資源回収業者双方に奨励金が交付されなくなるばかりか、横浜市が循環型社会を目指すうえで、市民の皆さんが自主的に行う回収活動に大きな支障をきたします。

そこで、横浜市会の常任委員会である温暖化対策・環境創造・資源循環委員会では、委員会として持ち去り対策条例を提案すべく条例案の検討を開始しています。つきましては、広く関係者の皆様からご意見をいただきたく、資源物持ち去りに対するアンケートにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### <持ち去り行為について>

1、あなたの地域（または回収地域）では、市の指定業者以外の者が無断で資源物を持ち去るいわゆる「持ち去り行為」が行われていますか？（1つを選択）

- A、行われている                      B、行われていない                      C、分からない  
(区名    )

2、持ち去り行為で迷惑していること、また問題点は何ですか？（自由回答）

### <持ち去り対策について>

1、現在、当委員会では「持ち去り行為」について、刑事処分として扱われる罰金の適用を視野に検討をしています。あなたは、持ち去り行為を防ぐための罰金処分の適用についてどう思いますか？（1つを選択）

- A、望ましい                                      B、望ましくない                                      C、分からない

2、その理由はなんですか？（自由回答）

FAX送信先：045-000-0000

ご協力ありがとうございました！

	住民団体等による回収(集団回収)の実施状況														持ち去り対策の実施状況														
	実施有無	実施主体				集積方法			集積場所での区別		区別方法			回収立会	規定有無		指定者外禁止		所有権帰属		罰則のかけ方		過料		罰金		その他対策		
		自・町会	管理組合	PTA	子ども会他	集積場所	戸別回収	その他	区別	その他	看板等	場所別	回収日別		行政	集団	行政	集団	行政	集団	直罰	命令違反	行政	集団	行政	集団	行政	集団	
																													行政
指定都市	1 札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4 千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5 川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6 横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7 相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8 新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9 静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	10 浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11 名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12 京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	13 大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	14 堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	15 神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	16 岡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17 広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	18 北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	19 福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小計	19	18	11	12	16	16	9	3	12	3	5	6	6	14	8	1	8	1	2	0	0	6	1	1	4	0	0	1	
神奈川県内の市	20 横須賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	21 平塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22 鎌倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23 藤沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	24 小田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	25 茅ヶ崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	26 逗子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	27 三浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	28 秦野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	29 厚木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	30 大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	31 伊勢原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	32 海老名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	33 座間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	34 南足柄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	35 綾瀬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小計	8	7	2	4	5	5	3	1	5	1	1	2	1	5	11	0	11	0	3	0	0	8	0	0	8	0	0	0	
特別区	36 足立区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	37 荒川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	38 板橋区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	39 江戸川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	40 大田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	41 葛飾区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	42 北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	43 江東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	44 品川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	45 渋谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46 新宿区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	47 杉並区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48 墨田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49 世田谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 台東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51 中央区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
52 千代田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
53 豊島区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
54 中野区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
55 練馬区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
56 文京区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
57 港区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
58 目黒区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小計	23	22	21	12	9	22	6	0	19	1	14	4	1	16	17	4	17	4	5	0	1	11	2	1	10	0	4	1	
合計	50	47	34	28	30	43	18	4	36	5	20	12	8	35	36	5	36	5	10	0	1	25	3	2	22	0	4	2	

※持ち去り行為者の雇用主にも罰金を科している  
 (1) 持ち去り禁止の表示紙を資源物に貼付 (2) 氏名等の公表 (3) 古紙回収袋の配布 (4) 古紙の早期回収